

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和7年3月11日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年3月11日（火） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	斧田 秀明	副委員長	松井 謙昌
委 員	中村 直幸		岡野 秀子
	西田いく子		辻本 博之
	村井 浩二		早瀬 和信
	濱地 知英		
議 長	森田 忠彦		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	地域活性化推進 担 当 部 長	堀内 孝茂
副 町 長	村岡 篤	教 育 次 長	東條 信也
教 育 長	中道 雅夫	秘書政策課長	小南 考弘
政策総務部長	小角 孝彦	企画担当課長	杉山 裕二
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	総務財政課長	岡本 啓子
健康福祉部長	木村 厚江	環境農林課長	川久保みのり
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - （1）議案第13号 令和7年度太子町山田財産区特別会計予算
 - （2）議案第14号 令和7年度太子町春日財産区特別会計予算
 - （3）議案第17号 令和7年度太子町下水道事業会計予算

午前 9時30分 開 会

○斧田委員長 皆さん、おはようございます。

4日に引き続きまして、総務まちづくり常任委員会を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本委員会に付託されており、本日ご審議いただく案件は、当初予算案件の3件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、まず議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○岡本総務財政課長 おはようございます。それでは、私のほうから、議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算のご説明を申し上げます。

資料は、05の13の01、令和7年度山田財産区特別会計予算をお願いいたします。

予算書212頁をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は458万2千円、前年度と比較し160万6千円、26%の減となっております。

それでは、まず歳出からご説明申し上げます。

219及び220頁をご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額442万8千円、前年度と比較しまして32万2千円の減となっております。

事業別区分1、一般管理費、1節報酬の20万4千円は、委員7名分の報酬を計上しております。

7節報償費の5万4千円は、下請者67人分の下請料徴収謝礼を計上しております。

8節旅費としまして1万6千円、9節交際費としまして3万円を計上し、10節需用費の45万円は消耗品費3万円、修繕費42万円を計上。

11節の役務費2万9千円は、郵便料として1万5千円、財産区のため池に係る賠償責任保険料として1万4千円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金の314万2千円は、N T T無線中継所への道路占用に伴う下請者への交付金47万2千円、9つのため池の維持管理に伴います財産管理補助として195万5千円、山田地区振興補助として、消防団及び水利組合へそれぞれ10万円、太子ゴルフ場への財産貸付けに伴う収入分を畑地区へ支払うための財産貸付負担金7万9千円を計上しております。また、大道町会集会所の改修補助金として43万6千円を計上しております。

24節積立金では、定期預金利子1万7千円及び令和6年度決算剰余金の2分の1、48万6千円を基金へ積み立てるものとしまして、計50万3千円を計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費については、15万4千円を計上しております。続きまして、歳入でございます。

217、218頁にお戻りいただきます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入1万7千円は基金利子でございます。

2目財産貸付収入でございますが、358万9千円につきましては、158件分の山林下請料、N T T無線中継所への占用道路用地貸付料、また、関西電力及びN T Tの電柱敷地貸付料などがございます。

続きまして、2項財産売却収入、1目財産売却収入、前年度と同額1千円を計上しております。

2款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金につきましても、前年度と同額の1千円を計上しております。

3款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、令和6年度の決算剰余金の見込みとしまして97万2千円を見込んでおります。

4款諸収入、1項預金利子、1目預金利子につきましては、前年度と同額の1千円を計上、2項雑入、1目雑入につきましても、前年度と同額の1千円を計上しております。

議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算につきましても説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 これ、ここ何年かそういう質問をずっとさせていただいているんですけど、

歳入の財産貸付収入、N T Tの用地の賃借料ということなんですけど、今、上に建っている施設というのかな、あれは実際使われていないかと思うんですけど、N T Tさんの貸付けしている土地のところの大きな動きとか、その辺、何とか具体的なところ、何年後かにはもう返還しますとか、そういうところのことはまだ決まっていないんですか。

○岡本総務財政課長 委員おっしゃっておられますN T Tの無線中継所の部分についてなんですけれども、数年前にも使用のほうをしないのでお返しするという話があったというふうに聞き及んでいるんですけれども、それ以降、特に撤退するというかあそこを撤去するというようなお話のほうはいただいておりますので、特に話のほうが進んでいるということはございません。

以上です。

○村井委員 それでは、N T Tのほうから具体的なところはないと言うけど、まだ現在はまだ使用されていないという状況を踏まえて、管理委員会の会議ではどういう、だから財務、収入のところですね。これから財産区の財政を考えたときに、収入だとかそういうところの議論というのは、どのような議論になっているのか教えていただけませんか。

○岡本総務財政課長 山田財産区の収入におきましては、N T Tの敷地の貸付道路の占用の貸付料というのが大部分を占めておりまして、町会、実行組合等への補助金というものもそちらのほうから支出しているというのが現状でございます。そちらのほうなくなりますと、たちまち支出する財源がなくなるということで、基金の繰入れを行わなければならないという状況に陥ります。委員の方々につきましても、その点は十分ご理解いただいております、管理会の中でも、こちらの収入がなくなったら運営のほうは厳しくなるというふうなお声のほうは上がっております。収入をどういうふうにして確保するかというのは、毎回管理会のほうでご議論はいただいておりますけれども、中々現状答えが出てこないというような現状でございます。

以上です。

○村井委員 財政状況の不透明さといったところで、委員の方も皆さんそういうところは懸念材料として会議に臨んでいただいているかと思うんですけど、山田財産区特別会計というところは、山田地区のコミュニティの形成、もしくは地域の活動とかいうところに大きな寄与をされている、例えば資金の補助とかね。そういうところの地域コミュニティの形成といったときに大きな影響力があると思うのでね。この財政状況のところ、収入とか、また新たな何かそういう収入、収入源という表現がいいのか分らないです

けど、そういうところのまた皆さんで財産を活用して、そういう収入源になるようなこと。ここには出ていないですけど、何年かに1回、これはあんまり言いたくないけど、災害対応のときに基金を取り崩してとかいうところで大きな予算が動くので、そういうところで新たな財源といったところを皆さんで、地区の皆さんでまた検討してもらいますようお願いして、お伝え願いますようお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 ちょっと予算規模のところでの確認なんですけれども、令和6年度の予算規模が618万8千円で、前年比より155万増額でございました。主な要因が基金の繰越金に積立てを追加したということでした。また、今年、令和7年度では、予算規模は458万2千円で逆に160万6千円の減額です。この要因も前年度の繰越金の減額とありますが、去年は増えて今年は減っている。このような繰越金の増減が生じるのはどういうことなのでしょう。ちょっと教えていただけますか。

○岡本総務財政課長 予算規模におきましては、委員おっしゃられますように、昨年度と比較しまして160万6千円減額となっております。こちらのほうは、令和6年度におきまして、繰越額を山田財産区基金へ積立てしておりますので、その分、令和7年度の繰越金見込みが例年より減少しまして、予算規模が減少しているということが主な要因になっております。

以上です。

○辻本委員 ありがとうございます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 これから財源がちょっと心配になるということなんですけど、財産貸付収入には、などで書かれているんですが、下請料とかN T T用地とかなど、ほかにあるのかな。内訳でちょっと教えていただけますか。

○岡本総務財政課長 財産貸付収入という形で、今回予算を358万9千円計上させていただいておるんですけれども、その内訳としましては、一番大きなところでも、先ほど申し上げましたとおり無線中継所の貸付料という形で、218万4千円という形が一番大きいものになっております。そのほか山林の下請料を借りていただいている分の収入が82万円という形になっております。あと、電柱とかの貸付料もあるんですけれども、そのほかで申し上げますと、大日池の釣堀をされているところですね。そちらのほうは年間24万円という形で収入が入っております。あと、後屋池のだんじりの倉庫の分で

貸付けしているのが1万円という形で、そういったところが貸付収入という形で入ってきている分でございます。

以上です。

○斧田委員長 ほかに。

○村井委員 先ほどの無線電波塔、今使われていないと言うんですけど、前から私はいろいろちょっとご提案させてもらっているところなんですけど、あの施設、建物を例えばダイヤモンドトレール上の何かそういうところの観光関連、もしくはそういうところに活用というふうなことは難しいのかなというのがね。見たときにすごく、山のてっぺんに今まではパラボラアンテナがついていて、そのアンテナがなくなって、何かジグザグの階段だけの塔みたいなものが残っているのかな、あれ。

あれとかいうのが、ダイヤモンドトレール上の展望台なり、また休憩場とかいうので活用なのか、そういうのはできないのかなと思うんですけど、その辺のところのことでもまた、これはもう答弁はいいですけど、そういうふうなところの観光資源を含めたところで活かしていけるようなところでいったら、もっと生きてくるものなのかなというので、また1回登れる機会があったら登ってみたいなと思っていますので、またその辺のところもしっかりご検討いただきますようお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○濱地委員 財産区所有のため池の管理のことなんですけれども、誰が行っているのか教えていただけますでしょうか。

○岡本総務財政課長 財産区所有のため池の管理につきましては、町会の方々や水利組合の皆様、また、財産区が協力の上、管理のほうを行っているところです。

以上です。

○濱地委員 ありがとうございます。そのため池で水難事故等が発生した場合、誰が責任を負うのか教えていただけますでしょうか。

○岡本総務財政課長 ため池での事故等におきましては、ため池の所有者が責任を負うという形になっております。

○濱地委員 私は山田に住んでいるんですけども、山田の池の中にでも柵をしていないところであったりとか、看板がちょっと見えにくいようなものがあって、山田小学校の生徒等が危険にさらされる可能性もあろうかと思いますので、引き続き対策していただきますようお願いいたします。

○松井副委員長 これは財産区の土地なんですけれども、地目で言うと、例えば今言われたため池とか山林とかそういうものになっているのか、それと、所有者名は具体的にはどういう所有者欄というか、甲区欄に登録簿上になっているのか、これをちょっと教えていただければと思います。

○岡本総務財政課長 財産区の所有財産につきましては、委員おっしゃられますとおり山林であるとかため池であるとか、そういう形になっております。登記簿上は昔の名前、そのまま山田財産区となっているものもありましたら、太子町という形になっているものもありまして、ちょっといろいろという形になっております。

以上です。

○斧田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、令和7年度太子町春日財産区特別会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○岡本総務財政課長 それでは、引き続き私のほうから、議案第14号、令和7年度太子町春日財産区特別会計予算のご説明を申し上げます。

資料は05の14の01、令和7年度春日財産区特別会計予算をお願いいたします。

予算書221頁をお願いします。

歳入歳出予算の総額は92万7千円、前年度と比較しまして35万8千円、27.9%の減となっております。

それでは、まず歳出、230、231頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額89万7千円。前年度と比較しまして35万8千円の減となっております。

事業別区分1、一般管理費、1節報酬の20万4千円は、委員7名分の報酬を計上しております。

8節旅費としまして1万6千円、9節交際費としまして3万円、10節需用費15万円の内訳としましては、消耗品費5万円、修繕費10万円を計上しております。

11節役務費1万7千円は、郵便料としまして7千円、また、財産区のため池に係る賠償責任保険料として1万円を計上しております。

12節委託料11万円は、財産区で管理する東谷池の草刈り業務委託料を計上しております。

18節負担金補助及び交付金36万円は、財産区所有ため池の管理に関し、水利組合の補助金として、前年度同額を計上しております。

24節積立金では、定期預金利子を基金へ積み立てるものとして、1万円を計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費といたしまして、3万円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

226頁、227頁にお戻りいただきます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入1万円でございますが、基金利子を計上しております。

2目財産貸付収入は、関西電力及びN T Tの電柱敷地貸付料、並びに新池の堤貸付料など9万3千円を計上しております。

2項財産売払収入、1目財産売払収入、また、2款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金につきましては、それぞれ1千円を計上しております。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目春日財産区基金繰入金で72万円を計上しております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、令和6年度決算剰余金としまして10万円を見込んでおります。

5款諸収入、1項預金利子、1目預金利子につきましては、前年度と同額の1千円を計上しております。

２２８、２２９頁になります。

２項雑入、１目雑入につきましても、前年度と同額の１千円を計上しております。

議案第１４号、令和７年度太子町春日財産区特別会計予算につきましても説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 山田財産区、春日財産区といったところの確認なんですけど、財産区というのは法律上の言ったら特別地方公共団体といったところにあたっているかと思うんですけど、その団体が財産もしくは不動産なりを購入しようというところのことはできるのかできないのか。ちょっとその辺のところを教えてくださいませんか。

○岡本総務財政課長 財産区におきましては、その成り立ちから、その機能は財産または公の施設の管理及び処分となっております、原則として、新たな財産の取得など積極的な行為はできないことになっております。

以上です。

○村井委員 例えば今、財産区で所有している財産を売り払うということは可能なのでしょうか。

○岡本総務財政課長 財産の売却による処分については、可能となっております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第１４号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第１４号、令和７年度太子町春日財産区特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、令和7年度太子町下水道事業会計予算、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○川久保環境農林課長 それでは、議案第17号、令和7年度太子町下水道事業会計予算につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。

お手元のタブレットにて05、17、01、令和7年度太子町下水道事業会計予算のファイルをお開きください。

初めに、予算書の記載はございませんが、令和7年度の予算規模は3億6千733万円となっております。前年度比1千644万9千円、4.3%の減となっております。

それでは、予算内容につきまして、下水道事業会計予算書に基づきご説明申し上げます。

1頁目をお願いします。

第2条の業務の予定量にあります(2)年間有収水量ですが、令和6年度予算値と比較しまして約2万8千立方メートル、3.1%上昇を見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出にあります予算の内容でございますが、収入で3億2千255万2千円、主なものとしましては、下水道使用料、補助金などを計上しております。支出で3億3千122万1千円。主なものとしまして、人件費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、企業債支払利息などを計上しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出にあります予算の内容でございますが、収入で1億3千994万9千円、主なものとしまして企業債、他会計出資金、国庫補助金などを計上しております。支出で2億2千311万7千円、建設改良費と企業債元金償還金などを計上しております。

なお、資本的収支で不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、予算明細につきまして説明いたします。

先に第3条収益的収入及び支出、その次に第4条資本的収入及び支出の順でご説明申し上げます。

17頁をお願いします。

収益的支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費3千259万3千円。これは污水管渠やマンホールポンプの維持管理に要する費用で、主なものとしまして、節委託料でマ

ンホールポンプ16基と個別ポンプ4基の点検委託料347万円、流域下水道総合整備計画変更業務委託料1千119万6千円、浸入水対策計画業務委託1千98万2千円を計上しております。

2目総係費2千919万9千円、ここでは担当職員2名分の人件費や節委託料で使用料徴収事務委託料1千210万4千円などを計上しております。

18頁をお願いします。

3目流域下水道維持管理負担金5千827万9千円、大井処理場や川面ポンプ場など、流域下水道施設に要する維持管理経費を計上しております。

4目減価償却費1億8千700万8千円、有形固定資産である管渠などの構築物や、マンホールポンプなどの機械及び装置の減価償却費として1億5千891万1千円、無形固定資産として、流域下水道の施設利用権分2千809万7千円を計上しております。

5目資産減耗費8万3千円、ここでは令和7年度中に老朽化により除却する資産の残存簿価を費用化しております。

2項営業外費用、1目支払利息1千709万8千円、下水道事業債に対する利息と一時借入金に対する利息でございます。

2目消費税及び地方消費税650万円、令和7年度中に発生する消費税及び地方消費税を計上しております。

3項特別損失、1目過年度損益修正損6万1千円、これは漏水軽減に伴う過年度分の下水道使用料の還付金を計上しております。

4項予備費、これは昨年と同額の40万円としております。

以上によりまして、収益的支出の合計額は3億3千122万1千円となりました。

続きまして、16頁をお願いします。

収益的収入でございます。1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料、予定額1億3千408万8千円。前年度に比べ345万3千円、2.6%の増額を見込んでおります。

2項営業外収益、2目補助金8千806万1千円。浸入水対策計画業務委託などに係る社会資本整備総合交付金、並びに一般会計補助金でございます。

3目長期前受金戻入9千347万4千円。償却資産に係る財源となったもののうち、国府補助金、受益者負担金、他会計補助金などの対象経費を収益化したものでございます。

3 項特別利益、2 目その他特別利益 6 5 6 万円、令和 5 年度流域下水道維持管理負担金精算返納額でございます。

これらにより収益的収入額を 3 億 2 千 2 5 5 万 2 千円見込んでおります。

2 0 頁をお願いします。

4 条予算の資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目管渠整備費、予定額 5 千 7 2 0 万 4 千円。内容としまして、担当職員 1 名分の人件費や、節工事請負費でマンホールポンプ 3 機場分更新工事費 1 千 3 2 万円、磯長台地区における雨水蓋・汚水蓋更新工事費 1 千 8 4 0 万円、同じく磯長台地区における管更生工事費 1 千 8 0 4 万円などを計上しております。

2 目流域下水道建設負担金 6 7 0 万円、流域下水道大井処理区内の設備更新等に係る費用に対する負担金でございます。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金 1 億 5 千 9 2 1 万 3 千円。下水道事業債の元金償還金で前年度に比べ 6 5 8 万 6 千円、4. 0 %の減額を見込んでおります。

以上により、資本的支出合計額は 2 億 2 千 3 1 1 万 7 千円となりました。

1 頁お戻りいただき、1 9 頁をお願いします。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、予定額 7 千 3 4 0 万円、前年度に比べ 7 3 0 万円の減。公共下水道及び流域下水道の整備に係る事業債や、資本費平準化債特別措置分、それぞれの起債収入を見込んでおります。

2 項他会計出資金、1 目他会計出資金 4 千 6 5 7 万 7 千円。一般会計出資金でございます。

3 項国庫補助金、1 目国庫補助金 1 千 9 2 4 万 2 千円。管更生工事、マンホールポンプ場更新工事、マンホール蓋更新工事などに対する社会資本整備総合交付金でございます。

4 項負担金、1 目負担金 7 3 万円。公共下水道整備に対する受益者負担金などがございます。

以上、資本的収入合計額を 1 億 3 千 9 9 4 万 9 千円見込んでおります。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、3 条の補助金、4 条の出資金を合計しまして 1 億 3 千 4 万 9 千円、前年度と比べまして 9 0 2 万 4 千円、6. 5 %減となっております。

基準内繰入金が 5 千 5 4 4 万 1 千円、基準外繰入金が 7 千 4 6 0 万 8 千円でございます。

す。雨水事業に係る繰入金を除きますと、昨年度との比較で470万1千円、3.8%増の1億2千969万8千円となっております。

以上で議案第17号、令和7年度太子町下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○**斧田委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**西田委員** これはタブレットで言ったら、20頁になるのかな。下水道使用料が2.6%増というのは、人が増えたのか、つないだのが増えたのか、何で2.6%増えたのか。

○**川久保環境農林課長** 下水道使用料が増額になっている理由なんです、令和6年度予算計上時につきましては、前回策定しました経営戦略で推計した行政区域内人口及び処理区域内人口のほうを用いて計上いたしております。一方、令和7年度予算につきましては、直近の人口推移を用いて推計しております。人口減少のほうはしているんですけども、前の経営戦略で見込んでいた人口減少よりも落ち込みが緩やかであったため、令和6年度に比べて令和7年度の下水道使用料が増額になっているということでございます。

以上です。

○**西田委員** ごめんなさい。予算を立てるときの基準が変わったと言っているのが、ちょっとごめんなさい。理解できなくてすみません。もう一度。

○**川久保環境農林課長** 令和6年度の予算を計上した際は、前回策定した経営戦略に基づいた人口ですので、平たく言えば令和3年ぐらいに推計した人口を用いて予算のほうを計上しております。一方で、令和7年度の予算につきましては、直近で策定した経営戦略で予想した人口推移を用いてやっておりますので、推計した時点が変わっておりますので、人口減少の見込みが異なっていたということでございます。

以上です。

○**西田委員** 今頃そんなこと言っていてごめんなさいだけど、だから、前年度実績とかそういうのではなくて、そういう計画から推計しているということだから、開きもあったりするということなんですか。やっぱり3年、見直したらそんなにずれないのか、そこら辺は。だから、2.6%増は、これはもう近い数字が出ているということなんですか。

○川久保環境農林課長 委員おっしゃるとおり、直近の人口推移に基づいているので近い数字が出ているというふうに認識しています。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 マンホールの蓋とか、いらっけてくれているのが、磯長台が集中的にやっけてくれているんですけれども、きれいになって、わりにガタガタしていたのがなくなって喜ばれていますけど、何かひし形に切ったような、道としてはとてもきれいではないと言いましょうか、継ぎはぎだらけなんですけど、それは下水だけではなくて水道のこともあるからということだと思えるんですが、あれはそのまま放っておくのではなくて、この後、水道なり下水道も何かいらうのかな。そういう中で道としてきれいになるのか。それなりに継いでいるのでマンホールの継ぎはぎでガタガタなくなっても、その四角く切っているところ、やっぱりそこに継ぎ目がありますので、道路をいらっけていくのか、この後、教えてください。

○川久保環境農林課長 マンホールの蓋の更新工事につきましては、当初の予定どおり、水道の工事、掘削するタイミングに合わせてというところで先行してやっているような状態になっております。ですので、水道の管の工事が始まりましたらきれいになるというふうに認識しています。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 やっぱり私は太子町の役場の職員さんが大事だということを、ずっとずっと言ってきたんですけれども、介護ですとか、看護師さんですとか、図書司書ですとか、資格を持った人がいている。私は正職で雇ってほしいのだけれども、ただ、下水といったときに、本当に筋物を扱える人が少なくなっているということで、水道かって企業団に入ったのは、いかがなものかなと思いつながら、賛成した一番の理由が、職員がいないんですというところと言われると、大きなところでやれば職員さんが賄えるから、それも致し方ないかなと思ったんですけど、下水道は今2人とおっしゃったではないですか。2人分のお金がついていると言いはったと思うんですけど、間違っていたら変えてくれはったらいんだけど、技術職の職員さんが足りているのか。

そういうことで、しんどいから、広域で富田林市も一緒になってというような形も取っているかと思うんですけれども、その形で何とか補えていたとしても、能登のような災害が起こったとき、この人数で足りるのか、そういう人のことで心配な点はないんで

しょうか。

○川久保環境農林課長 今2名計上している人件費のほうは、総係費といいまして、維持管理に携わる者を2名計上していきまして、そちらは行政職員のほうになっております。4条資本的支出のほうで1名技術職員のほうを計上はしておりますが、その人が足りるのか足りないのかというところなんですけれども、現時点においては新しい工事というのがありませんので、維持管理中心になっておりますので、そのあたりは先ほど委員おっしゃられたような、4市町村の枠組みの中で、富田林市等にアドバイスとかをいただきながら進めていっているような状況です。災害が起きたときとかの対応にはなってくるんですけど、そちらのほうはやはり全庁的に対応していくような必要があるのかなというふうに、担当課のほうでは認識しています。

以上です。

○西田委員 やっぱり能登の災害で、全然復旧が進まない中で、本当にこの後どうなるんだと、また大きな陥没事故もありましたよね。そういう中で災害が起こったときとか、老朽化した管がこれからどうなるのかというのが心配されているんだけれども、それに対応できる筋物を扱える人がいるかということ、全国的にもそこが減っているということで、国のほうではその職員を、もっとちゃんと技術を持った職員をつくれということとを国会でも審議されているんですけども、本当に。

そんな中でまだ大きな都市は職員さんっているんですって。水道もだから、大阪市には職員さん、技術を持った人がいますよというような説明があったと思うんですけど、下水もまだ大都市、大阪や名古屋とかであつたら技術を持った人がいるから、その技術のノウハウを今学ばなできないようになるよという意味では、1人で今、維持管理は行けますということだけれども、本当災害起こったとき大変なので、これはアルバイト、パートで済む仕事ではなくて正規の職員さんは必要やと思いますし、いろんなことで、太子町だけでできることではないですけども、南海トラフ地震がどうのこうのと言って、今にもということ言う割には災害対策が取れてないように思いますので、技術はまだ大阪にはあると言うのであつたら、その技術がもらえるように、担当としても災害時のことも考えて、下水のほうをもっと力を入れてくれるように、府や国に伝えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 マンホールの修理というんですけど、具体的に修理というのは、マンホール

の周りだけを四角に、あれを何かデザインされた方というのはおられるということで、ああいう四角になっているみたいなんですけれども、原因としては、マンホールの周りが傷むというのは、どういったことで傷んでいるんですか。

○鳥取まちづくり推進部長　今回、磯長台のマンホール蓋の交換につきましては、いわゆる経年劣化、もう設置されたのが昭和40年代になりますので、一番大きなのは滑り、要はつるつる滑っていくということと、あと、さびて腐食とかしていきますので、耐圧的なものが弱まってきているということで、マンホール本体から上がっている、ちょうど僕らの専門用語で首というんですけど、首の部分とマンホール蓋を一式替えるという工事をやっております。

○中村委員　40年という年月の中でいくということであればですけど、この前も埼玉での事故というのは、硫化水素の問題とか、横につながるものが傷んでいて、ああいうことが起きたということなんですけれども、実際40年、大きな幹線道路での大きな車が通ってということになると、壊れる率も非常に高いかと思うんですけど、ああいう磯長台という住宅地の中で、そういったことが起きるというのを、また今後聖和台とか我々のところも、そういったことも40年おきにはやっていくということでしょうか。

○川久保環境農林課長　マンホールの更新工事なんですけれども、構築物になりますので、耐用年数が決められております。大体50年ぐらいというふうに決められております。一旦、磯長台、今の更新工事のほうが終了した後に、その後のストックマネジメント計画に応じて更新工事のほうに移っていくかなというふうに思っております。

以上です。

○中村委員　耐用年数ということになりますと、実際我々いわき台についても35年ということで、もうじきかなというところもあるんですけども、先ほど西田さんもおっしゃったように、水道関係においても、先ほどの技術者がいないということから、本当の単純なミスであれだけ大騒ぎしなきゃいけないというようなことが起きるというのも、下水においても同じようなことが考えられるかなということなんですけど、それに対する対応というのは、どういった対応、対応というか、これからの対応というのは、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○鳥取まちづくり推進部長　委員ご指摘のとおり、下水道に関しても人ごとではございません。技術的職員が不足しているところもあります。ですので、私らは正直ベテランのほうの人間にとっても、そこら辺は危惧しているところでございますので、できるだけ

若い職員に機械的なメンテというか、マニュアルを見れば分かるということだけではなくて、いわゆる何て言うのか、慣習ではないですけども、こういう形で今まで維持管理してきたよというのをうまく継承していくように、今ちょっと苦慮して努力している最中でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 今、委員の先生方から埼玉県事故の件とか老朽化というところの話があったと思うんですけど、実際に流域処理ということで、太子町だけではなくて、一旦藤井寺市のほうで処理されるんですよね。その中で太子町外の下水管を使用して、藤井寺市のほうまで行くと思うんですけども、万が一太子町外の何というか、下流域と言うたらいいのかな。そこでそういうふうなもし事故が発生したということになれば、埼玉県のときの事例でもありましたように、上流域において、そういう下水の使用の自粛なり、いろんなそういうところの影響が上流域のところに出てくるというようなことは想定されているのか。されているんだと思いますが、その辺のところを教えてくださいませんか。

○鳥取まちづくり推進部長 委員おっしゃるように、今回の埼玉県事故でもありましたように、あれの実際陥没が起きたのが本当に処理場の直近というふうに聞いております。それで、そこへ流れ込んでくる各周りの市町村の下水道の使用を自粛してくれということで、一旦報道でも流れておりましたように、今回もし私らの処理区である藤井寺市の大和川沿いにある大井処理区、あの大井処理場が、いわゆるそういう陥没になったときは、恐らく何らかの形で使用量、使用の自粛ということも可能性もあるかとは思いますが。

○村井委員 これは埼玉県事例とかそういうところで、国のほうもそういう対策、老朽化対策を急ぐというようなところの総理の発言もありましたし、その辺、広域で流域の自治体を含めた情報共有を含めて、太子町だけではなくて、地域の住民さんが安心して暮らせるインフラ更新というのをできるところから連携取って、ほかの団体との連携を取った上で進めていただけますようお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、令和7年度太子町下水道事業会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前10時23分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 斧 田 秀 明